

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月30日

支出負担行為担当官

東京法務局長 岩山伸二

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 入札事項 デジタル複合機物品供給及び保守契約

#### ア 購入するデジタル複合機の入札区分及び数量

##### (ア) デジタル複合機Ⅰタイプ

(モノクロ複合機 (40枚/分以上機), 保守料金を含む。) 23台

##### (イ) デジタル複合機Ⅱタイプ

(カラー複合機 (55枚/分以上機), 保守料金を含む。) 5台

##### (ウ) デジタル複合機Ⅲタイプ

(カラー複合機 (60枚/分以上機), 保守料金を含む。) 1台

#### イ 保守サービスの契約期間

60月を予定する。

### (2) 仕様等 仕様書のとおり

### (3) 納入期限 仕様書のとおり

### (4) 納入場所 仕様書のとおり

### (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において、A、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 入札説明書の交付を受け、同書に定められた書類を期日までに提出した者であること。
- (5) 契約の相手方として不相当でなく契約の相手方として不相当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不相当な者及び不相当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不相当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不相当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

〒 102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 6 階  
東京法務局総務部会計課

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成 31 年 1 月 30 日（水）から平成 31 年 2 月 8 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土、日、祝日及び正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 交付方法

上記(1)において直接交付する。

また、郵送による交付も行うので、郵送による交付を希望する場合は、入札件名、入札説明書の交付を希望する旨、入札参加者名、担当者名及び連絡先電話番号を適宜の用紙に記入の上、宛名を記載した返送用封筒（角型 2 号）及び簡易書留料金分の切手（560 円）を同封し、上記(1)宛て郵送で申し込むこと。

なお、郵送による場合は、自己の責任において到達確認を行うこと。

4 本件入札に関する問合せ先

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 6 階  
東京法務局総務部会計課用度係 岩上

TEL：03-5213-1259 FAX：03-5213-1377

5 事前提出書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

上記 3 (2) アに同じ

(2) 提出場所

上記 3 (1) に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送による場合は、自己の責任において到達確認を行うこと。

(4) 提出書面

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

イ 「誓約書」（役員等名簿添付）

ウ 「履行証明書」（各タイプごとに提出）

本件仕様に基づいた複合機について、その品名・機能等具体的な

内容が分かる適宜の様式による機能証明書（各機能についての対照表を別途作成の上，製品カタログ等（マーカール等で印をする）をもって同証明書とすることができる。）を添付する。

- エ 仕様書「項番7 セキュリティ対策」に記載する条件を満たすことを証明する書類（各タイプごとに提出）
- オ 見積書（定価ベースに基づき，かつ内訳が記載されたもの）

## 6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年2月15日（金）
  - ア デジタル複合機Ⅰタイプ 午前10時00分
  - イ デジタル複合機Ⅱタイプ 午前10時30分
  - ウ デジタル複合機Ⅲタイプ 午前11時00分
- (2) 場所 東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎地下1階共用B会議室

## 7 入札保証金及び契約保証金 免除

## 8 その他

- (1) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 郵送による入札 不可
- (4) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 本件入札に関する質問書の提出  
本件入札に係る仕様書等について質問がある場合は，平成31年2月4日（月）午後5時00分までに上記4の問合せ先宛てに適宜の様式により作成した質問書を持参，郵送又はFAXにより提出すること。  
なお，質問書の到達については，提出者の責任において確認すること。
- (6) 詳細は入札説明書による。

以 上